

ID: 233

担当部署: 町民生活課

<b>処分の概要</b>	廃棄物の持去りの禁止等の命令		
<b>例規名 根拠条項</b>	大河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第6条第3項		
<b>例規番号</b>	令和7年条例第20号		
<b>【基準】</b>	<p>第6条の規定による。  (廃棄物の持去りの禁止等)</p> <p>第6条 町長が指定する事業者以外の者は、処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物を持ち去ってはならない。</p> <p>2 集団資源回収登録団体を構成する者又は集団資源回収登録団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、集団資源回収登録団体が集団資源回収を実施するために指定した場所に排出された資源物を持ち去ってはならない。</p> <p>3 町長は、第1項に規定する者が同項の規定に違反して廃棄物を持ち去ったとき又は前項に規定する者が同項の規定に違反して資源物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命じることができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年9月25日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日